青森大学・青森短期大学情報・ＩＴ化に関する規程

（目的）
第１条　本規程は、青森大学及び青森短期大学（以下「本学」という。）における教育・研究の充実と事務の効率化を図るために、情報システムのコンピュータ化とネットワーク化を促進していく体制を明らかにすることを目的とする。

（組織）
第２条　本学に情報システムのコンピュータ化とネットワーク化を促進していくために、情報・ＩＴ化委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
２　委員会には、企画・運営班、システム運用・作業班及びホームページ班（以下「班」という。）を置く。

（構成員）
第３条　委員会は、次の委員で構成する。
（１）青森大学学長
（２）大学院１名以内
（３）各学科４名以内。ただし、ソフトウェア情報学科は６名以内。
（４）青森山田学園理事長
（５）事務局長及び事務局員若干名
（６）その他委員長が指名する者
２　委員会の委員長は青森大学学長とする。
３　委員会には、委員長が指名する副委員長を置くものとし、委員長に事故あるときは委員長の業務を行う。
４　班の構成は、別表のとおりとし、班長は委員の中から学長が指名する。
７　委員と班員は兼務を妨げないものとする。
６　委員及び班員の任期は１年とし、再任は妨げないものとする。

（業務）
第４条　委員会は、次の事項について、審議する。
（１）情報システムのコンピュータ化とネットワーク化を促進していく計画に関する重要事項
（２）情報システムの管理運用に関する重要事項
（３）班の業務推進状況に関する重要事項
（４）その他情報システムの改善に関する重要事項
２　班の業務は別表のとおりとする。
３　委員長は、班長に対して、必要に応じて業務の推進を指示する。

（情報システムの利用）
第５条　本学の情報機器及びネットワークの利用に関する規程について、別に定める。

（ホームページの管理・運用）
第６条　本学のホームページの管理・運用に関する規程について、別に定める。

（保守・点検）
第７条　本学の情報システムの保守・点検については、学長が指名する者があたる。

（報告）
第８条　　委員長は、審議結果を理事長に速やかに報告するものとする。
２　委員は審議結果を各委員の承認母体(教授会・大学院委員会・事務局)へ報告するものとする。
３　班長は、委員長に対して、班会議の結果を報告するとともに、班における業務の進捗状況等を必要に応じて報告するものとする。

（庶務）
第９条　　委員会の庶務は青森大学事務局が行う。

（その他）
第１０条　「青森大学・青森大学大学院・青森短期大学情報システムに関する規程」は平成２２年３月３１日をもって、廃止する。

附　則
この規程は、平成２２年４月１日から施行する。

別表（第３条第４項及び第４条第２項関係・班の構成と業務）

班　名	構成員	業　務	備考
１　企画・運営班	班ごとに学長が指名する次の者とする。 （１）大学院・経営学部・社会学部・ソフトウェア情報学部・薬学部、短大それぞれ１～３名 （２）事務局１～２名	１　情報システムの管理運用に関する事項 ２　情報システムの計画立案に関する委員会への提案事項	必要に応じて班会議を開催する。
２　システム運用・作業班		１　教育支援システムの開発・運用に関する事項 ２　情報システムの管理運用に関する技術的な事項	１　同上 ２　２１年度ＩＴ化検討会・作業部会の役割も担う
３　ホームページ班		１　本学ホームページの管理運営に関する事項 ２　本学ホームページに掲載する情報の収集に関する事項	必要に応じて班会議を開催する。